

食品製造・加工業者、流通業者、販売業者の皆さんへ

## 第2回食品表示説明会を開催します!! ～新たな加工食品の原料原産地表示制度について～

平成29年9月1日に食品表示法の食品表示基準の一部が改正され、国内で製造され消費者向けに販売される全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける「新たな加工食品の原料原産地表示制度」が導入されました。

これは、県内事業者の方々が製造して猶予期限終了後に販売する加工食品については、原料原産地表示を変更しなければ食品表示法違反になる恐れがあるということです。

そこで、食品関連事業者等の皆様に制度の内容を速やかに正しく理解していただくため、次のとおり農林水産省中国四国農政局から講師を迎えて説明会を再度開催します。

県が主催するこの制度の説明会は、今回を最後にする予定です。

参加を希望される方は、下記に従って申込みをお願いします。

- 1 日 時 平成31年3月18日(月) 13:30～16:30  
(受付:13:00～)
- 2 場 所 レクザムホール(香川県民ホール) 小ホール  
(高松市玉藻町9-10 TEL 087-823-3131)
- 3 主 催 香川県
- 4 内 容 情報提供 食品表示の基礎と食品表示施行時の改正点について  
講 演 新たな加工食品の原料原産地表示制度について  
講 師 農林水産省中国四国農政局表示・規格課職員
- 5 参加費 無 料  
裏面の「参加申込書」で事前申込みをして、「参加票」を受領してください。  
「参加票」は、皆様が申込をした方法で送付しますので、ご注意ください。  
当日は、その「参加票」で受付をしますので、必ず持参してください。
- 6 参集範囲 食品関連事業者(食品製造・加工業者、流通業者、販売業者他)、関係団体
- 7 申込方法 FAX、メール、郵送で、裏面の「参加申込書」を、送付してください。  
申込締切 3月8日(金) ただし、定員になり次第受付は終了します。
- 8 参 考 新たな加工食品の原料原産地表示制度の詳細については、消費者庁食品表示  
企画ホームページ (<http://www.caa.go.jp/foods/>) でご確認ください。

### 【問い合わせ・申し込み先】

住 所 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電 話 087-832-3176

FAX 087-806-0244

メール vb1555@pref.kagawa.lg.jp

宛 先 香川県危機管理総局くらし安全安心課

(担当: 総務・消費生活グループ 三野、福嶋)

